

13 環境省(特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
130060	気象計の気象検定対象の除外事項の新設			大気汚染防止法第22条に基づき都道府県知事が実施する大気汚染常時監視における気象観測機器について、気象業務法第9条に基づき(検定の対象から除外する措置を講じてもらいたい。	大気汚染防止法に基づき実施する大気汚染常時監視の内、風向風速などの気象観測は、新しい大気汚染の状態の継続性の確認や現象の解明のための資料を得ることを目的として行っているものであり、これに基づき気象の予報や警報を発令するものではなく、また、広く一般に提供する義務があるものでもない。従って、気象予報や警報を発令するために用いるものではない。気象観測機器に対しては、気象業務法による5年ごとの検定を受けなくてもよいこととされたい。[提案理由] 日常点検を実施するとともに、定期的にメーカーによる機器点検を行っているため、検定を受けなくても支障はない。本県の地、県内の政令指定都市及び中核市が設置している風向風速計も検定が義務づけられており、相当額の経費がかかっている。ちなみに57局を有する本県の場合、5年ごとに必要な気象検定は、検定料は低額であるが、業者の作業費を含めると、1台あたり約50万円ほどの経費がかかるため、一年に10台、500万円以上の経費がかかることとなり、予算確保に支障が生じている。これが除外となれば、別の優先課題の予算として利用できる。[代替措置] 大気汚染常時監視における気象観測データについて、「公表されると社会的混乱を招くおそれがある。」との弊害については、公表する場合に「気象検定を受けていない機器による測定データであるため、参考値としてください。」との注意書きを添えることにより防ぐことができる。	E		当該機器の検定対象からの除外については、気象業務法を所管する気象庁の判断によるものとする。				E				10920000	愛知県	愛知県	国土交通省 環境省
130070	入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利事業を実施する特定非営利活動法人に限定する	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第13条	契約担当官等は、一般競争に付さずとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省庁の長の定めるところにより、資格を有する者にのみ、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定。	沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする	(制度の現状) 不発弾の最終処分は、ロンドン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により委託先を選定することとしている。[提案理由] 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内各地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、国民の不発弾に対する不安や沖縄県民に対するものと同様救済の途がたけては始まらない。2021年を越す大量殺戮の便り残っている不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で全壊しようとすると言った言語道断であり、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものである。不発弾の最終処分事業により得た対価は、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法が実施する難病児救命の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。[事業の内容] 最終処分委託先を選定する競争入札において、営利企業とNPOが競争して落ちることは困難である。非営利事業を実施することが可能なNPOが受託することを確実にするために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する難病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。	C	公共調達を適正化について(平成18年)によると、「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやくも国民から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とされており、また、留意事項として、「予算決算及び会計令第13条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること」ともされていることであることと、不発弾の陸上処理をNPO団体に限定して競争させることは、民間事業者の参画する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。	不発弾処理に際しては、適切な実施、安全性の確保等のため、専門的な知識、実務経験等が必要とされることとされるが、競争入札の実施が求められることとされているが、また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定される不発弾処理に関する入札の要件を回答された。	貴省の回答を踏まえて回答と捉えてよいものか甚だ疑問に感じています。某NPOが貴省の窓口を訪ねて有利企業の排除を申し入れたというのであれば、その回答も有り得ましようが、申しも内閣府提唱の構造改革に則しての申請です。現行の規制、法律等をその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しい(幸福をもたらすのであれば従来の構造を改革する、というのが構造改革特区であると理解しております。当事業の構想に対し異議を唱える者も未だ一人も知りません。費用対効果、道徳的見地、その他諸々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。	現在、公告中の不発弾等の処分については、一般競争入札を予定しており、その入札の参加資格において、特に、「本件を履行するための技術及び設備等を有すること、または、取得できることを証明した者であること。」としている。具体的には、以下の基本要件を満足しなければならない。1. 関係法令に基づき、停滯量(爆薬)600kgまでの不発弾等を分解及び廃棄することができる設備を日本国内に有するものとする。2. 本件にかかわる不発弾等について、引き渡しから処分完了までの間、関係法令に基づき貯蔵できる火薬庫を日本国内に有するものとする。3. 不発弾の処理(掘削、移動、運搬及び廃棄)に関する専門技術及び経験を保有する技術者を有するものとする。		10150000	県民の手による不発弾の最終処分を考えると	沖縄県	環境省 防衛省				
130080	狩猟鳥獣の追加	鳥獣保護法第2条第3項 鳥獣保護法施行規則別表第1	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法により捕獲する場合については、狩猟免許を所持し捕獲等を行うこととする都道府県知事に対し狩猟者登録を行っている者は、鳥獣保護法第9条第1項による捕獲許可を要しないこととされている。	「奄美大島のノヤギ」を狩猟鳥獣の対象とすることで、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるようにする。	提案理由 奄美群島は昭和49年に国立公園として指定を受け、その豊かな自然を現在まで受け継ぎ、平成15年には奄美群島を含む琉球諸島として世界自然遺産の候補地に選定されている。しかしながら、現在、奄美大島には約2,300頭(推定)の野生化した山羊(ノヤギ)がおり、その多くが海岸線の崖地を生息し、一部の野草を掘こそぎ食べることから、土砂流出や植生破壊等を引き起こし、森林内の希少動植物への影響も懸念されています。食害が一因となり道路陥落等が発生した奄美大島南部では、その対策として、平成19年2月に有害鳥獣としての捕獲が実施されている。しかし、今後の被害が懸念される森林部において同制度を活用するには、ノヤギが原因となった被害を示す必要等から、迅速な対応が望ましいのが現状である。そこで、希少動植物の食害を未然に防ぎ、また、被害者の生活回復を図っていくため、奄美大島のノヤギを狩猟鳥獣とし、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるよう望むものである。[代替措置] 山羊とノヤギの区別を図り、適正に捕獲するため、適正飼育管理条例を制定する。また、捕獲する際には、住民へ十分な周知を図る。	C	鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下であったか否かを問わず、所有者の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している鳥獣を指している。ノヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性が高いため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。 狩猟鳥獣の狩猟による捕獲については、個々の狩猟者が行う狩猟鳥獣の捕獲行為について「審査等するものではないため、所有者の有無を客観的に確認できないことから、今回の特区提案は適当でない」と考える。	提案者は、ノヤギであるか否かについて分類ができるよう条例を制定する旨を表明しているところであり、貴省の回答にある懸念は本提案についてはあたらぬと考える。 また、自然環境や野生生物に対して被害が及んでいる場合に、市町村自ら有害鳥獣捕獲の許可を受けることによって、提案の趣旨が実現できるかどうかについて確認したい。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	この条例において「飼い山羊」と所有者のいない「ノヤギ」を定義し、「飼い山羊」については、放し飼いを禁止するとともに、自己の所有を首輪等により明示することと義務付けたい。 本条例の適正な執行を図ることにより「飼い山羊」と「ノヤギ」は明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができることから、「ノヤギ」は野生鳥獣に該当すると考える。 この限定的な外來種である「ノヤギ」へ狩猟圧をかけることで、生態系への影響拡大を防止できると考えるものである。	鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下であったか否かを問わず、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している鳥獣を指している。ノヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性が高いため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。 狩猟鳥獣の狩猟については、個々の狩猟者が野外で所有種のあるノヤギが、野生のノヤギが瞬時に判断しなければならず、首輪等のないことだけをもって所有者がいない野生のノヤギであると見し得るのか、と言った点などに疑問があり、ご提案の内容への対応は困難であると考えられる。	電美自然保護と食文化継承特区	10500000	奄美市、大和村、宇検村、浦戸町、龍郷町	鹿児島県	環境省				
130090	カラスの卵等の捕獲に係る手続の簡略化	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等を行う者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	間接的に人に被害を及ぼす恐れがあるカラスの卵、雛の捕獲を、書面による申請・許可制から、事前連絡等一定の条件下においては口頭による捕獲を認める。	カラスが人を威嚇攻撃するのは、主に子育て中の短期間である。一方、書面によって申請後許可を受けて行う捕獲では、事務手続に一定期間を要し、被害を最小限にとどめることができないのが現状である。このため、華加市では、第11次の提案において事前の許可を必要とせず、事後報告によるカラスの卵等の捕獲を可能とする制度の創設を希望したが、事後の報告では過大な捕獲や適正な捕獲手段によるものかを審査できないという理由により実現していない。そこで、特区認定市区町村においては、カラスの卵等の捕獲を希望する市民等から電話等で連絡があった場合に、捕獲による方法であってもやむを得ない判断された時には、不適切な捕獲方法とならないよう指示することにより、捕獲することができることとする。 なお、捕獲した場合には、後日その報告を求めることとする。	C	鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣(雛及び卵を含む)の捕獲等を禁止しているところであるが、法第9条により、生活環境等へ被害を及ぼしている又はこれらによる被害家畜等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可とする。 法第9条に基づき鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的で、許可制限者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否かを適時に審査した上で許可してよいことである。また、捕獲等の許可申請については住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によるものかについても審査する必要がある。 電話等による連絡は、捕獲する鳥獣(カラス)が実際に被害を生じさせているか又は被害を生じさせるおそれがあるか、さらに適正な捕獲手段であるか否かの客観的な確認ができないため、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないとする。	貴省の回答にある「客観的な確認」が何を意味するのか不明であるが、書面で求めているものと同一内容について事前に電話で確認ができ、かつ提案者の意見にあるように、自治体職員が事前に現場を確認することにより、許可に必要な情報と同等のものが得られると考える。よって、右の提案主体からの意見も踏まえ、条件付で緩和を認め、本提案を実現することができないかについて、再度検討し回答された。	カラスの被害は主に子育て中の親カラスが人を威嚇攻撃する行為であり、被害を最小限にとどめるためには鳥を迅速に捕去する必要があるが、現状の事前許可制では、迅速な対応が取れないのが現状である。 このため、確認による捕獲を認めた上で、提案を行ったものであるが、貴省の回答では電話等での確認では不十分のことであった。 そこで、その対策として、職員が現場に行き、カラスの被害と適正な捕獲手段を確認した場合は、捕獲できるとしたい。なお、正式に捕獲した場合は後日報告を受けることとし、確認事項と合わせ記録を残すものとする。	法第9条に基づき鳥獣の捕獲等については、捕獲しようとする者は、捕獲しようとする目的、鳥獣の種類、数量等法令に定められた事項についてあらかじめ申請を行い、適正な審査を受けた上で、許可された内容以外の捕獲行為は行うことができない。 鳥獣保護法においては、違法な捕獲行為を行った者に対しては懲役を含む罰則規定も設けられていることであるため、申請及び許可した内容等を書面等により客観的に確認できることが不可欠である。 捕獲の事前及び事後に、許可された内容を書面等によって客観的に確認することができない口頭による指導や捕獲後の報告のみでは、適切な許可事務を行うことはできないと考える。	1082000070	華加市	埼玉県	環境省					
130100	はこわな特区	鳥獣保護法第9条第1項、第11条第1項第2号、鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法以外の猟法により捕獲する場合については、鳥獣保護法第11条第1項第2号イの規定に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の捕獲許可を要しないこととしている。	「囲いわな」は、鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号の規定により、法定猟法から除外されていることである。	(現状) 野生鳥獣を保護し、自然環境を保全していくことは極めて大切なことであるが、一方農林業の振興を図る観点から野生鳥獣による食害をできるだけ抑えたいことが求められている。しかし狩猟者の減少、高齢化や地域の過疎化(森林に人の手が入らなくなり、人と野生鳥獣の境界が曖昧になってきた。)などの影響により有害鳥獣の駆除が追いつかず、農林業被害が拡大してきている。そこで、農林業従事者が、事業に対する被害を防止する目的で「囲いわな」を設置できる「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項但書き」を拡充し、「はこわな」の設置を可能とすることが今回の提案である。なぜなら、インシデントは1m以上ジャンプすることができ、「囲いわな」を設置しても、逃げ出してしまいかである。 [状況の対応] 1 有害捕獲許可を受けた集友会による駆除 2 電気柵等の被害防止 3 農林業従事者による狩猟期間における「囲いわな」(現状の問題点) 1 狩猟者の減少 2 狩猟者の高齢化 3 囲いわなからのインシデントの逃走 [代替措置] 「はこわな」による事故・違反を防ぐため、狩猟免許保持者がその集落にいること、狩猟免許保持者による狩猟期間のわな設置講習を行う。	C	「囲いわな」は、上面を除く周囲の全部又は一部を杭や柵等により囲い込めをせられており、柵などは、これに加えて上面は屋根形状のものに覆われている。 「囲いわな」については、クマの錯誤捕獲があった場合や人が誤って「囲いわな」に進入した場合でも、上面から脱出することが可能であるため、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、法定猟法から除外している。 一方、柵などについては、人が誤ってわなに進入した場合に脱出ができなくなるおそれが高い。狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していない者が、捕獲行為は極めて危険であり、即指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	貴省の回答にある「人が誤ってわなに侵入する。」ことは現実的には考えにくく、また、仮にそのような場合でも人間であれば用意に脱出する可能性があるが、柵材業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、法定猟法から除外している。 提案者の地域においては、狩猟者の減少や高齢化が著しく、適正な鳥獣の保護管理に支障が出ているため、例えばそのような地域に限り、まさに構造改革特区において特例を設けることができないか再度検討された。また、措置が不可能である場合でも、同様の問題を有する地域に対して、何らかの対策が必要であるとされているが、貴省の意見を伺いたい。 右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討された。	はこわなの設置により鳥獣による被害の防止に役立つため、再度検討をお願いします。 即指摘のあった人が誤ってわなに侵入した場合と安全性について、下記の点で回避できると考える。 狩猟免許保持者による設置講習によりはこわなの危険性の周知徹底 標識の設置や注意標識の見直し 事故防止のための柵等に足回りの義務付け	人がわなに閉じこめられる事故は実際に発生しており、人や捕獲を感しない鳥獣が誤って柵わなに侵入する可能性はあり得る。その際、柵わなからの脱出は困難であり、場合によっては極めて危険な状態となる可能性がある。 鳥獣保護法においては、鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲行為等に伴う危険の防止等を確保するために、捕獲許可制度及び狩猟に関わる制度等の必要な制度を整備していることである。 狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していない者が、捕獲許可を狩猟に関わる制度に基づいて行う捕獲行為は極めて危険であり、即指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	11260000	A市	その他	環境省					

13 環境省(特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
130110	カモシカ特区	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用する者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	忌避剤と防護柵が設置されているいないに関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	(現状) カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による被害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、被害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。 (現状の対策) 忌避剤塗布 防護柵 個体数調整 現況の問題点 被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 被害拡大による林業経営意欲の低下 (代替措置) カモシカの被害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置	D	カモシカの捕獲については、文化財保護法における現状変更許可が必要となるとともに、鳥獣保護法の捕獲許可が必要となっている。鳥獣保護法においては、現行法においても、忌避剤と防護柵が設置されているかいないかに関わらず、法第9条に基づく捕獲許可を受ければ、カモシカの個体数調整の目的の捕獲及び有害鳥獣捕獲は可能であるため、ご指摘の鳥獣保護法における特区の設定は必要ないと考え、				D				1 1 2 6 0 2 0	A市	その他	文部科学省 環境省
130120	洋弓銃による有害鳥獣管理捕獲の免除	鳥獣保護法第9条第3項第4号 鳥獣保護法第12条第1項第3号 鳥獣保護法施行規則第10条第3項	鳥獣の捕獲許可にあつては、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれがあるときは捕獲許可はなされないこととされている。 また、対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めて捕獲等することを禁止することとされている。	殺傷能力の高い洋弓銃(ボウガン)による狩猟を正式に許可する。	有害鳥獣による農作物被害は、近年後を絶たない。これに対し、各市町村では猟友会に依頼し管理捕獲を行っているが、有害鳥獣は近年大幅に増加し、農作物への被害も増す一方である。有害鳥獣自体も町の資源と位置付け、共存・活用していくことが望まれている。しかし、散弾銃による鳥獣捕獲であると、捕獲した鳥獣(特に鹿)の皮を使うことが出来なくなってしまう。山梨県は、鹿皮を使った「甲州印伝」が特産品となり、鹿皮の需要は高い。皮をできるだけ傷つけないこと(捕獲するためには、洋弓銃(ボウガン)による鳥獣捕獲が効果的である。 洋弓銃は、海外(特にアメリカ)ではライフルと変わらない殺傷能力を有するものが販売されており、日本においても正式に狩猟免許を有し、規制をかける必要があると考え、そのためには、2種以上の狩猟免許を有する者が扱える道具に洋弓銃を追加し、市町村が委託する管理捕獲と利用できる環境整備を整え、洋弓銃の使用を正式に管理すべきである。 このような制度面での環境整備をすることで、地域における有害鳥獣の活用を促進するための提案である。	C	狩猟免許は、鳥獣保護法第39条に基づき「網猟免許」、「わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」と定めているところ。弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性があるが、致死させることなく取り逃がすことの問題点は何か。また、鳥獣保護上の著しい支障とは具体的に何か。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。		費省の回答によると、「命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上著しい支障がある」ということであるが、致死させることなく取り逃がすことの問題点は何か。また、鳥獣保護上の著しい支障とは具体的に何か。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	C			鳥獣保護法においては、狩猟に伴う危険の予防等狩猟の適正化のため、鳥獣保護法第2節に狩猟免許制度を定めているところ。 洋弓銃の殺傷能力等の性能や安全性等にかかる知見については十分確認されておらず、弓矢については、銃刀法のような、その所持、使用及び管理等における危害予防止必要な規制についての法制度はないため、御指摘の提案は、弓矢の適正な所持・管理等による人の生命財産の安全の確保及び狩猟に伴う危険の防止等の観点から適当でないと考え、 なお、弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、いざ知らず負傷鳥獣を増やすとともに、手負い個体が暴れることによる人への危害のおそれがあるなど、鳥獣の保護の観点及び地域住民の安全の観点から著しい支障があると考えている。		1 1 2 1 0 1 0	個人	山梨県	環境省
130130	夜間の有害鳥獣管理捕獲の許可			夜間の有害鳥獣管理捕獲(狩猟)に制限をかけることで認める。	銃器を利用した狩猟については、その危険性から日出前および日没後には認められていない。しかし、有害鳥獣の捕獲を目的とした場合、有害鳥獣の活動は夜間に多く、夜間狩猟が求められた場合、その効果は大きな成果を生み出すこととなる。とはいえ、夜間に山の中に入るのは大きな危険があるため、認めることは難しいであろう。このため、有害鳥獣保護の観点から、狩猟区域の入り口で待ち伏せする形での狩猟については認めいただきたい。有害鳥獣を追いかけで捕獲するのではなく、農作物の保護を目的とするものである。 危険を回避するために、許可に当たっては、現在流通しているナイトスコープを利用しなければいけないことを義務付けることとする。現在流通しているナイトスコープは、夜間とはいえ昼間と同レベルの視界が確保されるものである。また、近隣の騒音の観点から、同時に提案している洋弓銃を認めていただき、これと併用することで担保される。	C	人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持するため、日の出前及び日没後の銃猟においては、鳥獣保護法第38条に基づき禁止されている。また、ナイトスコープの有無にかかわらず、視野の十分な確保が取れないなど猟場の安全確認が十分でない夜間において銃猟は極めて危険な行為であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考え、		右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答された。	C		夜間の狩猟については、危険防止のためにも禁止されていることは理解することである。今回の提案は、有害鳥獣の駆除のための洋弓銃を使った狩猟である。有害鳥獣は農作物に被害を起すため、夜間の活動が多い。これらのことを考えると、狩猟区域の入り口で待ち伏せすることが、有害鳥獣駆除には最も効果的であると考え、林野の中では無く、障害物の少ない場所で待ち伏せし、ナイトスコープを利用することで、十分な視野は確保できると考えている。 一般的な狩猟では無く、有害鳥獣駆除の観点から、安全な区域を限定しての夜間の洋弓銃による狩猟について再度ご検討いただきたい。		1 1 2 1 0 2 0	個人	山梨県	環境省	